令和元年8月7日

放課後等デイサービス事業所管理者　様

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課長

放課後等デイサービスに係る支給決定の事務処理誤りについて

　標記のことについて、下記のとおり、本市の事務処理に誤りがありましたので、ご報告いたしますとともに、事業所の皆様、利用者の皆様に対し、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、本市の放課後等デイサービスに係る指標判定の結果を速やかに見直すとともに、指標の見直しの結果によって、報酬区分が変わる事業所におかれましては、大変お手数をおかけ致しまして、恐縮でございますが、下記のとおり手続きをお願い致します。

記

１　概要

障害や発達に遅れなどがある児童が通い支援を受ける放課後等デイサービスの利用に必要な受給者証の発行にあたり、利用児童の状態像の判定を誤った結果、受給者証の記載内容に誤りがあることが判明しました。

２　経緯

放課後等デイサービスにおいては、利用児童の状態像を勘案した指標に基づいて区分を判定し、指標に該当する場合（以下「指標該当児」という。）は受給者証の特記事項欄に「区分１対象児」と記載、該当しない場合は「空欄」とすることとされておりますが、令和元年7月3日に事業所の方から、指標判定の結果について問い合わせをいただき調査を進めていたところ、国の告示等と異った判定方法を指示したため、平成30年10月31日以降、「区分１」と記載すべき利用者について誤った判定により「空欄」としてしまったものです。

３　誤った指示の内容

　下表の下線部分を誤って欠落してしまった内容で、子ども福祉課から実際に判定を行う区役所等に通知をした結果、下表の下線部分のみに該当する障害児について、「指標該当児」として判定されなかったものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 告示等（正） | 本市が通知した内容（誤） |
| **「食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児**又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄まで当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児」を「指標該当児」とする。 | 「別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄まで当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児」を「指標該当児」とする。 |

４　影響

（１）事業所への影響

　　あらためて正しい指標に基づいて再判定を実施し、延利用児童数の50％以上が「指標該当児」となる事業所は高い報酬単価の区分に変更となることから、再度、報酬請求を行っていただく必要があります。

（２）利用者への影響

高い報酬単価の区分に変更となる事業所を利用していた利用者は、利用者負担上限月額に達していない場合（利用回数が少ない場合や利用者負担上限月額が高い高所得世帯など）、利用者負担額が増加する場合があります。

（参考）指標判定の概要

　「食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（別紙１）に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄まで当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児」を「指標該当児」として区役所等が判定する。

　放課後等デイサービス事業所の報酬については、指標該当児の利用状況が５０％を超える場合は「区分１」と分類され、５０％未満の事業所（「区分２」）と比較して高い報酬が設定されている。

５　今後の対応・流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 時　期 | 対　応　内　容 |
| 1. **令和元年８月７日**
 | **・本件について、事業所の皆様へお知らせ。****・事業者説明会開催案内をウェルネットなごやに掲載するとともに、事業所の皆様へメール送信します。****・利用者の方へのお知らせについて、掲示用の文書を併せてお送りしますので大変申し訳ございませんが、事業所内に掲示いただきますようご協力お願いします。** |
| 1. 令和元年８月１５日まで
 | ・指標判定に誤りの可能性がある重度の障害等級の児童1,082人を対象に再判定を実施。⇒令和元年８月１５日（木）までに完了。※区役所等で受給者証を作成する際に利用者の方から既に聞き取った状態像をもとに再判定を実施し、適正な判定区分に、受給者証に記載の給付決定期間の始期まで遡及して変更します。利用者の方に区役所等にお越しいただく必要はありません。 |
| 1. 令和元年８月下旬
 | ・指標判定の区分が変わる児童について、新しい受給者証等と新しい受給者証を事業所にご提示いただく案内を区役所等から利用者の方へ送付します。**⇒各事業所において、利用者の方より提示のあった受給者証につきご確認をお願いします。** |
| 1. **令和元年９月４日**
 | **・事業者説明会（会場：イーブルなごや　3階ホール）****※８月は学校等が夏季休暇期間中であり、事業所の皆様のご都合を考慮し、９月に設定させていただきました。ご了承ください。**　　※別紙の開催案内をご覧ください |
| 1. 令和元年９月下旬

以降 | ・報酬区分が変更となる事業所様は、障害児通所給付費に係る体制等に関する届出書等を市へ届出をお願いします。 |
| 1. 令和元年１０月中旬以降
 | ・毎月6日までに、再請求を行う月の過誤申立依頼書を、市へご提出お願いします。・利用者負担額の調整のうえ、国保連合会へ再請求処理を実施。利用者負担上限月額を超えていない利用者負担額の差額を徴収。 |

６　各放課後等デイサービス事業所で行っていただきたいこと

1. 8月7日送付の本案内文と併せて送付させていただいた、利用者の方への周知文書の掲示をお願いします。
2. 8月下旬頃に区分が変わる児童について新しい受給者証を送付させていただくと同時に、新しい受給者証を事業所にご提示いただく案内をさせていただきます。利用者の方から提示のあった新しい受給者証のご確認をお願いします。
3. 区分が変わる児童については受給者証に記載の給付決定期間の始期まで遡及して変更します。そのため、区分が変わる児童が利用していた事業所につきましては、該当の児童の利用実績等により「区分２」から「区分１」に遡って変更となる可能性があります。お手数おかけし大変恐縮ですが、新しい受給者証や利用実績等をご確認いただき、放課後等デイサービスの報酬区分が「区分２」から「区分１」に変更がないか、ご確認ください。

以下の【確認ポイント】をご参照ください。

【報酬区分の具体的な算定方法：(31.3.22)集団指導資料抜粋】

放課後等デイサービスにおける報酬算定区分（指標対象児割合5割）【報酬告示別表第三注１：報酬告示留意事項通知第二の2(3)①(一)～(一の四)、(五)】ついては、前年度4月から3月の延べ利用人数に基づき算定するとされています。

ただし、平成30 年７月26 日厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室通知により、平成31年度の報酬区分を決定するにあたっては、平成30年10月1日から31年3月末までの6か月の利用児童数の延べ児童数の実績に基づいて報酬区分を適用します。

平成30年10月1日までに指定を受けた事業所については、報酬告示留意事項通知第二の(3)①(五)にかかわらず、平成30年10月1日から31年3月末までの6か月の利用児童数の延べ児童数の実績に基づいて報酬区分の届出を行います。

**【確認ポイント】**

また、平成30年10月31日以降に新規指定を受けた放課後等デイサービス事業所については通常通り、

・指定から3か月未満は、申請時における契約者数。

・指定から3か月経過後～1年未満の間は、指定から3か月間の利用実績。

・指定から1年経過後～年度末の間は、指定後1年間の利用実績。

・その翌年度4月からは、前年度4月～3月までの利用実績。

での区分の算定となります。

（４）確認の結果

* 1. 報酬区分に変更がない事業所……**市へ届出の必要はありません。**

但し、来年度の報酬区分決定の算定根拠となります。

* 1. 報酬区分が変更になる事業所……**次の（５）以降のご対応をお願いします。**

（５）報酬区分の変更に係る障害児通所給付費に係る体制等に関する届出書及び添付書類を、市へ届出をお願いします。

※「ウェルネットなごやトップ」＞事業者の方へ＞「新着情報」＞放課後等デイサービスに係る支給決定の事務処理誤りについて

　【届出が必要な書類】

1. 給付費体制等に関する届出書
2. 放課後等デイサービス報酬算定区分に関する届出書
3. 契約者一覧（区分１及び区分２が判別可能な名簿であれば任意の様式可）

届出期限は、令和元年１０月３１日（木）を予定とさせていただきますが、期限内に届出ができない場合は、個別に調整いたしますので、子ども福祉課までご連絡ください。

（６）給付費の再請求処理をお願いします。

再請求を行う月の毎月6日までに、再請求を行う月の過誤申立依頼書を市へご提出をお願いします。併せて利用者負担額を調整していただき、国保連合会へ再請求処理を行ってください。利用者負担額が上限額に達していない利用者の場合は、利用者負担額の差額徴収が発生します。

７　参考

1. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入について（平成30年2月13日付厚生労働省事務連絡）
2. 平成30年3月22日厚生労働省告示第百八号
3. 障害児通所給付費に係る体制等に関する届出書及び添付資料

（問い合せ先）

子ども発達支援係（電話972－2520）